

「下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書」
に基づく建設業法第 19 条の 3 に関する調査指導について

平成 20 年 2 月 20 日
修正 平成 21 年 5 月 25 日

建設業法第 19 条の 3 に関する調査指導について

「下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書」の別紙 1 の第 2 項目（法第 19 条の 3 関連）の確認指導、いわゆる低価格による下請工事の調査及び指導については、下記によるものとする。

1. 調査を行なう下請価格の基準

法第 19 条の 3 に違反するかどうかについては「原価に満たない金額」が一つの要件であるが、契約条件により金額は千差万別であり、一概にこれを定めることはできない。従って、価格の基準を設け、この価格に満たない下請工事について調査を行なうこととする。この基準として、入札における最低制限価格設定の下限值、すなわち予定価格の 10 分の 7 とする。

2. 調査の内容

- (1) 元請負人に下請見積書を提出させ、これが下請負人により作成されたものか、かつ、内容が下請契約と一致しているかを確認する。
(双方合意による契約であるかの確認)
- (2) 元請負人に当該金額により下請工事の品質が確保されるかをヒヤリングにより確認する。

3. 調査に基づく指導

前項の (1) 及び (2) が確認できれば指導の必要はないが、
(1) が確認できない場合、法第 19 条の 3 「自己の取引上の地位を不当に利用して」の部分に触れる疑いがあり、元請負人に対して下請負人からも事情聴取する旨を告げ、下請負人から事情聴取する。下請負人と合意のない下請は法令違反の疑いがあるので、この場合は、公正取引委員会へ措置を求めることができる旨を下請負人に教示する。なお、公正取引委員会へ措置請求するかは下請負人の判断に委ねる。

※法第 19 条の 3 について、「自己の取引上の地位を不当に利用して」と「原価に満たない金額による契約」という 2 つの要件に該当する場合は法令違反となる。

(2) について問題があれば、適正な元請下請関係、施工体制を確立し、工事の品質に影響がないよう元請を指導する。

※工事の品質について、発注者に対しては元請が責任を負う。